



沖縄会場

過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の
労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が
損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方
のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、
防止対策について探ります。

日時

2022年
12月5日(月)
15:00~16:40 (受付14:30~)

**参加
無料**
事前申込

会場

沖縄産業支援センター 大ホール101+102
(沖縄県那覇市字小禄1831番地1)

過労死等防止対策 推進シンポジウム

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

新型コロナウイルス感染症の予防対策を行い実施いたします。今後の感染状況により、参加者数を制限するなど、規模を縮小して実施する場合があります。
参加には、事前申込みが必要です。感染症拡大の状況により、開催方法が変更になる場合がございます。最新の情報はホームページにてご確認ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



主催：厚生労働省
後援：沖縄県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

スマートフォンで
二次元バーコードを
読み込んで下さい。

第73回 全国労働衛生週間

2022（令和4）年10月1日（土）～7日（金）〔準備期間：9月1日～30日〕

全国労働衛生週間スローガン

**あなたの健康があつてこそ
笑顔があふれる健康職場**

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組み
- 労働災害予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくり
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の腰痛の予防対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

- 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、職場復帰支援の取り組み事例などを紹介しています。

- 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

- 治療と仕事の両立支援ナビ
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

- 働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



- 各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikataikaku.mhlw.go.jp/top>



職場における新型コロナ対策

職場における感染症防止対策の基本事項「取組の5つのポイント」やチェックリスト、各種リーフレットなど、感染予防や健康管理に関する情報を提供しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体、個人等でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

- 加盟申請はこちら（加盟は無料です）
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



化学物質管理

化学物質のラベル・SDSの作成、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施するための情報を提供しています。

- 職場のあんぜんサイト
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレス、喫煙など心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

- 職場における熱中症予防情報
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

- 職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

- 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>



働くを守る。 暮らしを守る。

「いい職場」って何だろう。

働きやすさやアットホームな雰囲気。

従業員のやる気や笑顔。

などなどいろんな条件があるように思います。

でも忘れてはならない義務があります。

労働保険の成立手続です。

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、

労働者を一人でも雇っていたら、

労働保険の成立手続を行う義務があります。

仕事中や通勤中の負傷、疾病から守る「労災保険」。

労働者の休業や失業生活から守る「雇用保険」。

労働保険は、その二つの総称です。

労働保険



電子申請なら24時間、365日いつでもOK! 口座振替納付も便利

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。
厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp>

労働保険



事業主の皆さまへ

「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。

このリーフレットで、貴事業場について労働保険の成立手続義務の有無などをご確認の上、

まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、

公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

成立手続義務のある事業場

次の事業場は、労働保険の成立手続が法律で義務づけられています。

（強制適用事業場）

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、

労働者を1人でも雇っている事業場は強制適用事業場であり、

成立手続を行う義務があります。



※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。※強制適用以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。

労働者とは？

正社員、パート、アルバイトなどの

名称や雇用形態にかかわらず、

労働に対して賃金が支払われる者をいいます。

短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む

全ての労働者が対象となります。

雇用保険は、労働時間等一定の要件を満たす場合は

短時間労働者も対象となります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き労災保険、雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると？



① 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていない過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払わない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

② 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

③ 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高年齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない場合があります。

電子申請での手続、
口座振替納付が便利。

労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくは、厚生労働省ホームページで「労働保険料等の口座振替納付」と検索してください。電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

事業主の皆さまへ



協力企業求ム！

就職氷河期世代に 知る(見る・体験する)チャンスを！

就職氷河期世代のインターン（職場実習・体験） の受入れにご協力ください

※氷河期世代は、おおむね1993（平成5）年から2004（平成16）年に学校卒業期を迎えた世代を指しますが、本事業は、おおむね35歳以上55歳未満の方のうち、ハローワークが職場実習等を実施することが適当と認めた方が対象となります。

目 的

就職氷河期世代インターン（職場実習・体験）は、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いているなど、雇用・労働の面でさまざまな課題に直面している就職氷河期世代の方々に、就労体験を通じて業種・職種に対する理解を深めていただくことを目的に実施するものです。

■ インターン（職場実習・体験）の内容 ■

従業員が実際に従事している業務の一部
または全体を体験・見学できるような内容。



■ 実施期間中のサポート ■

必要に応じて、労働局やハローワークの
担当者がサポート。



期間及び時間

- ▶ 2日から1週間程度
- ▶ 1日当たり3時間以上
- ▶ 見学也可
- ※当該事業所の所定労働時間を
超えない範囲内で設定できます。



謝金の支払い

受入れ人数1人あたり最大5万5千円の
謝金を労働局よりお支払いします。

- ・ 3時間以上 6時間未満 2,750円/日
- ・ 6時間以上 5,500円/日
- ※謝金の対象は10日間が上限です。



保険の加入

インターン（職場実習・体験）
実施中、事故等により怪我をした
場合に備えて保険に加入しますの
で安心して実施していただけます。



対象者の受け入れ

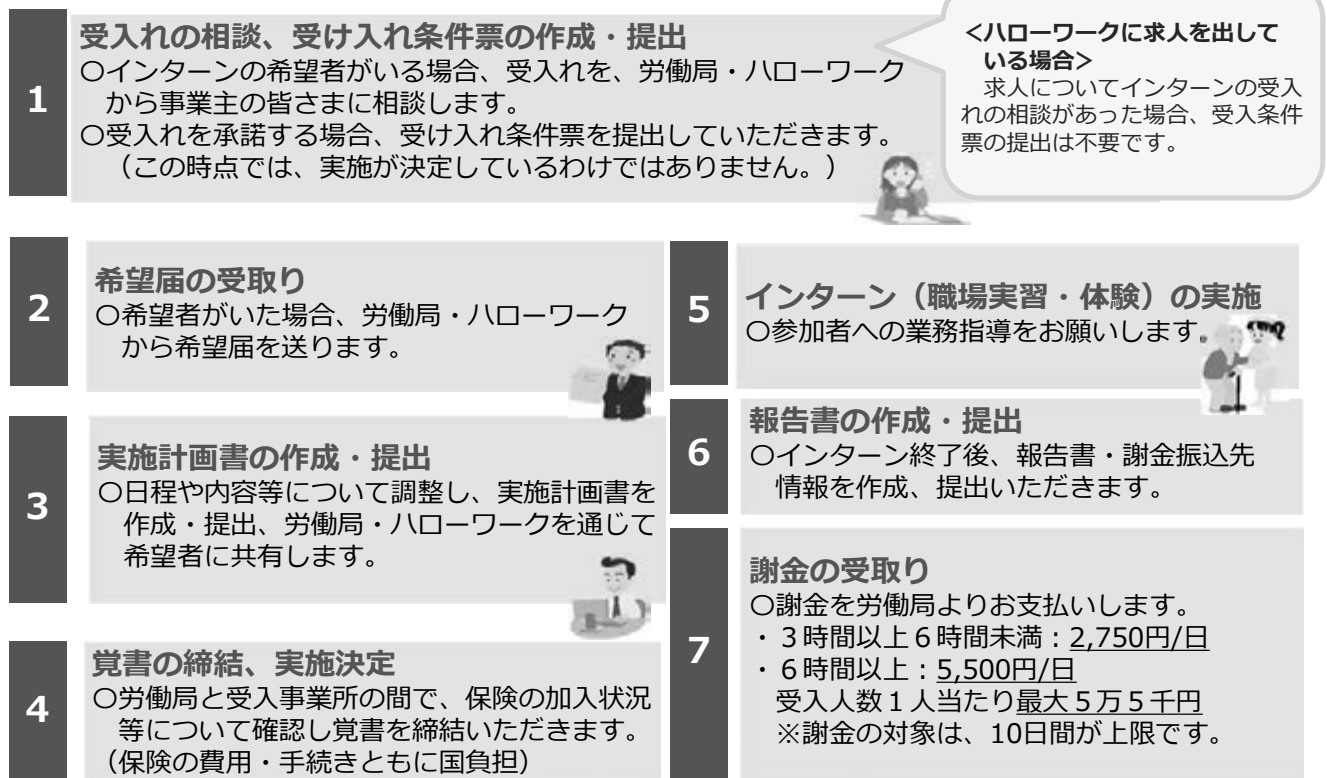
ハローワークへ求人の提出がなく
ても受入可能です。
※もちろん事業所の皆様と本人の
希望により求人への紹介も可能



●職場体験実習後、面接を行い採用となった場合、助成金（特定求職者雇用開発助成金）の対象となる可能性もあります。

※本事業は、就職氷河期世代の方に、安定就労に向けて職場体験を積んでいただくためのものです。実習終了後に受入先事業所に雇用義務が生じるものではありません。

◆◆就職氷河期世代インターン（職場実習・体験）実施の流れと手続き◆◆



インターン受入れて期待できること

ミスマッチの防止・人材の見極めが出来ます

- ◇「やる気・本気度の高い方」の応募に繋がる可能性があります。
- ◇入社後のミスマッチや早期離職の防止が出来ます。

受入れをした事業所の声

社員の教育やモチベーションの向上にも繋がった。



入社後の早期離職を防ぐにあたり、向き、不向きを理解いただくためにも体験実習は有効と感じた。



必要書類の様式は、沖縄労働局のホームページに掲載しています。
ダウンロードしてご利用ください。

【提出先】沖縄労働局職業安定部 訓練室

■郵送■ 〒900-0006

那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館3階

■FAX■ 098-868-1635

お問い合わせ先

担当：濱川・徳里

TEL：098-868-3877

事業主の皆さまへ

「就職氷河期世代のインターン（職場実習・体験）受け入れに関するアンケート」にご協力ください

沖縄労働局及びハローワークでは、就職氷河期世代で非正規労働者等を対象にインターン（職場実習・体験）を通じて、業種・職種への理解を深めていただくことを目的として、受入先事業所を募集しています。

つきましては、就職氷河期世代の方の職場実習・体験の受入をご検討頂き、以下のアンケートにご回答の上、沖縄労働局訓練室へ返信くださいますようご協力をお願い致します。

アンケートは、FAXにて送信をお願いします。 FAX: 098-868-1635

(フリガナ) 事業所名			
所在地			
(フリガナ) 担当者名		連絡先	
メールアドレス			

【該当する項目に☐をお願いします。】

Q1 就職氷河期世代の方の職場実習を受入ることは可能ですか？

- ☐ ① 受入可能
☐ ② 受入時期は検討したい（ 頃）
☐ ③ 話を聞いてから検討したい
☐ ④ 不可

Q1①～③に☐
がついている場合、
受入時の要件等につ
いて、担当者から
ご連絡いたします。



[Q1において①～③と回答した事業主の方にお聞きます。]

Q2 職場実習ではどのような仕事を想定できますか？

☐ 検討中

Q3 現在ハローワークへ求人を出していますか？

- ☐ ① 正社員求人を出している。
☐ ② 正社員以外（パート・アルバイト）の求人を出している。
☐ ③ 提出予定（検討中）である。
☐ ④ 出す予定はない。

ご協力ありがとうございました。アンケートの返信は、FAXをご利用ください。

◆ご回答いただいた情報は、沖縄労働局が行う「就職氷河期世代職場実習・体験実施事業」の受入企業開拓にのみ活用します。
 ◆一人でも多くの就職氷河期世代の方への職場実習先確保のための取組です。ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ先

沖縄労働局 職業安定部 訓練室 担当：濱川・徳里
 TEL：098-868-3877 FAX：098-868-1635